

参考資料

農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領

平成15年 2月13日付け14農振第1906号

最終改正 平成22年 9月21日付け22生畜第1225号

平成22年 9月21日付け22農振第1248号

第1 趣旨

農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。）が実施している事業（以下「補助事業」という。）に関して、農林水産省は、農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日農林水産大臣決定。以下「基本計画」という。）に基づく事業評価として、事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を実施することとする。

第2 対象事業及び実施時期

1 再評価

- （1）事業評価の対象となる事業は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第7条第1項に基づく農林水産省政策評価実施計画（以下「実施計画」という。）の別表3の1の（2）及び2の（2）に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものとし、その事業を行う地区（以下「事業地区」という。）について、原則として、次に掲げる年度において事業評価を実施するものとする。

ア 事業採択後5年が経過した時点で未着手の事業地区にあっては、当該時点の属する年度

イ 事業採択後10年が経過した時点で継続中の事業地区にあっては、当該時点の属する年度

ウ 事業採択後10年を超えて継続中の事業地区にあっては、直近に再評価を実施した年度から5年度ごと

- （2）当該年度内に対象事業地区が事業を完了する場合は、実施しないものとする。

- （3）（1）のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

2 事後評価

(1) 事業評価の対象となる事業は、実施計画の別表3の1の(2)に掲げる補助事業のうち生産局及び農村振興局の所掌に係るものであって、総事業費10億円以上のものとし、その事業を完了した地区について、原則として、事業完了後一定期間（おおむね5年）経過後に事業評価を実施するものとする。ただし、事業完了後の事業評価が政策評価法により義務づけられていないことから、事業主体の協力が得られる範囲内で実施するものとする。

(2) (1)のほか、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等により必要と認められる場合は、適切な時期に実施するものとする。

第3 事業評価の実施手続

1 地方農政局（北海道にあっては生産局又は農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）においては、関係部課長をもって構成する補助事業評価委員会で評価結果書案等を検討の上取りまとめる。

なお、事業評価の実施に当たっては、事業主体の協力の下実施するものとする。

2 生産局又は農村振興局においては、評価結果書案等を取りまとめ、評価書の案を作成する。

第4 事業評価の実施

1 再評価

(1) 地方農政局長（北海道にあっては農林水産省生産局長又は農林水産省農村振興局長（以下「生産局長等」という。）、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、補助金交付の方針案（予算割当てに関する方針案及びその理由等。）を取りまとめ、再評価地区別資料（別紙様式1）及び再評価結果書（別紙様式2）の案を作成するものとする。

〔再評価地区別資料記載項目〕

ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）

イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化

ウ 事業の進捗状況

エ 関連事業の進捗状況

オ その他

(2) 地方農政局長等は、再評価結果書案等を再評価の実施年度の2月末日までに生産局長等に報告するものとする。

- (3) 生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえ、当該事業の補助金交付の方針案を決定する。

2 事後評価

- (1) 地方農政局長等は、事業主体の協力の下、以下の項目を基本的な内容とする必要な情報・データ等を収集し、事後評価地区別結果書（別紙様式3）を取りまとめるものとする。

〔事後評価地区別結果書記載項目〕

- ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。）
- ウ 事業により整備された施設の管理状況
- エ 事業実施による環境の変化
- オ 社会経済情勢の変化
- カ 今後の課題等

- (2) 地方農政局長等は、事後評価地区別結果書を事後評価の実施年度の2月末日までに生産局長又は農村振興局長に報告するものとする。

- (3) 生産局長等は、地方農政局長等からの報告を踏まえた対象事業の事後評価の結果等を有効に活用し、今後の事業の在り方の検討、事業評価手法の改善等を進めるものとする。

第5 学識経験者等の知見の活用

評価に当たっては、客観性の確保及び多様な意見を反映させるとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第6 評価結果等の公表

- 1 生産局長等は、基本計画第5の3の（4）のイに基づき、原則として事業評価の実施年度の3月末日までに評価書を公表するものとする。
- 2 評価書の公表に当たっては、事業評価の透明性や評価結果の検証可能性を確保する観点から、関連文書、評価の基礎となったデータ、第三者等から聴取した意見を併せて公表するものとする。

第7 評価手法の改善

評価手法については、今後更なる評価精度の向上を図るため逐次改善に努めるものとする。

第8 評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な

情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、地方農政局等へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

第9 委任

補助事業評価委員会の事務その他必要な事項については、地方農政局長等が別に定めるものとする。

(別紙様式 1)

農業農村整備事業等再評価地区別資料

局	名
---	---

都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業採択年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。） イ 農業情勢、農村の状況その他の社会経済情勢の変化 ウ 事業の進捗状況 エ 関連事業の進捗状況 オ その他			
事業主体の 事業実施方針			
事業主体の 予算要求方針			
第三者 の意見			
補助金 交付の方針			

- (注1)「事業主体の事業実施方針」欄は、事業主体が決定した当該地区の継続、事業内容の見直し、中止を記入する。
- (注2)「事業主体の予算要求方針」欄は、事業主体の事業実施方針に基づき事業主体が決定した予算要求方針（予算要求する、予算要求しない）を記入する。
- (注3)「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。
- (注4)「補助金交付の方針」欄は、地方農政局等にあつては、欄の名称を「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 2)

農業農村整備事業等再評価結果書

都道府県名	事業名	地区名	事業主体名	項目					事業主体の事業実施方針	事業主体の予算要求方針	第三者の意見	補助金交付の方針	備考
				ア	B/C	イ	ウ	エ					

(注 1) 「項目」欄については、ア．費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化（費用対効果分析の結果を含む。）、イ．農業情勢、農村の状況その他の社会情勢の変化、ウ．事業の進捗状況、エ．関連事業の進捗状況に関して点検した結果、所定の条件を満足している場合は○を、そうでない場合は×を、条件を満足する必要がない場合は－を記入する。

(注 2) 「補助金交付の方針」欄については、地方農政局等にあつては「補助金交付の方針案」とし、国としての補助金交付の方針案（予算割当に関する方針及びその理由等）を簡潔に記入する。

(別紙様式 3)

農業農村整備事業等事後評価地区別結果書

局 名			
都道府県名		関係市町村名	
事業名		地区名	
事業主体名		事業完了年度	
〔事業内容〕			
〔項目〕 ア 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 イ 事業効果の発現状況（費用対効果分析の結果を含む。） ウ 事業により整備された施設の管理状況 エ 事業実施による環境の変化 オ 社会経済情勢の変化 カ 今後の課題等			
事後評価結果			
第三者の意見			

(注1)「事後評価結果」欄は、項目の内容を総括して記入する。

(注2)「第三者の意見」欄は、第三者の意見のうち特記すべき内容について記入する。

北海道において実施する農業農村整備事業等 補助事業に関する評価委員会設置要領

平成15年2月25日付け14農振第2238号

最終改正 平成20年10月15日付け20農振第1223号

第1 目的

国の補助金の交付を受けて北海道において実施している農業農村整備事業等補助事業（以下「道営事業等」という。）に関して、農林水産省が事業採択後一定期間ごとに事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、補助金交付の方針の決定を行う期中の評価（以下「再評価」という。）及び事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う完了後の評価（以下「事後評価」という。）を行うため、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、道営事業等の効率性及び透明性の一層の向上に資することを目的とする。

第2 評価委員会の業務

評価委員会は、道営事業等について、次に掲げる内容につき検討の上、取りまとめるものとする。

- （1）農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。以下「事業評価実施要領」という。）第4の1に基づく再評価の実施に関すること。
- （2）事業評価実施要領第4の2に基づく事後評価の実施に関すること。

第3 構成

- 1 評価委員会の構成員は次のとおりとする。

委員長	農村振興局整備部長
副委員長	生産局畜産部長、農村振興局農村政策部長
委員	生産局畜産部 畜産振興課長
	農村振興局農村政策部 農村計画課長、中山間地域振興課長
	農村振興局整備部 設計課長、土地改良企画課長、水資源課長、 農地資源課長、防災課長、農村整備官

- 2 委員長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

- 3 評価委員会に、道営事業等に関連する次に掲げる者により構成される補助事業評価幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

幹事長	農村振興局整備部	水資源課課長補佐(水利資源利用推進班担当)
幹事	生産局畜産部	畜産振興課課長補佐

農村振興局農村政策部 農村計画課課長補佐、
中山間地域振興課課長補佐
農村振興局整備部 設計課課長補佐、土地改良企画課課長補佐、
水資源課課長補佐、農地資源課課長補佐、
防災課課長補佐、農村整備官補佐

- 4 幹事長は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、評価委員会の開催前に評価内容の検討を行い、その結果を評価委員会に提出するものとする。
- 6 評価委員会及び幹事会は、再評価に係るものと事後評価に係るものとに分けて開催することができる。

第4 実施方法

再評価及び事後評価の実施方法等は、事業評価実施要領によるほか、本要領に定めるものとする。

第5 学識経験者等の意見の尊重

評価委員会及び幹事会の構成員は、学識経験者等の第三者の意見を尊重した上で、再評価及び事後評価の内容の検討を行うものとする。

第6 評価委員会の事務

評価委員会の事務は、再評価に関することにあつては農村振興局整備部水資源課、事後評価に関することにあつては農村振興局整備部土地改良企画課が、関係各課の協力を得て行うものとする。

第7 その他

本要領の内容等については、事業評価実施要領の評価手法の改善等の状況に応じ、適宜見直しを行うものとする。

附 則

- この要領は、平成15年2月25日から施行する。
- この要領は、平成16年2月20日から施行する。
- この要領は、平成18年2月22日から施行する。
- この要領は、平成20年10月15日から施行する。

北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する技術検討会規則

第1 趣 旨

国の補助金の交付を受けて北海道において実施している農業農村整備事業等補助事業（以下「道営事業等」という。）の効率性及び事業実施過程の透明性の確保を図る観点から、農業農村整備事業等補助事業評価（期中・完了後）実施要領（平成15年2月13日付け14農振第1906号生産局長、農村振興局長通知（以下「実施要領」という。））第5に基づき、農業土木、農業経済及び農村環境その他必要と認められる各分野の有識者で構成する委員会（以下「技術検討会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

第2 目 的

技術検討会は、北海道において実施する農業農村整備事業等補助事業に関する評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施要領第4の規定に基づき作成した再評価結果書案及び事後評価結果書案について検討し、意見を提示する。

第3 構成等

- 1 技術検討会は、第1に定める者をもって構成することとし、委員は農林水産省生産局長及び農村振興局長が委嘱する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、再任は妨げない。
- 3 技術検討会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第4 会議等

- 1 会議は、評価委員会から再評価結果書案及び事後評価結果書案について、検討又は意見を求められた時に開催する。
- 2 技術検討会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の公開等については、技術検討会が決定する。
- 4 検討結果については、公表する。ただし、個人情報等公表することが適切でないと技術検討会が判断する事項については、公表しないこととする。

第5 事務局

事務局は、農村振興局整備部水資源課とし、技術検討会の総括庶務を処理する。

附則

この規則は、平成20年10月15日から施行する。

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

この規則は、平成25年10月10日から施行する。

この規則の施行の際、現に農林水産省生産局長及び農村振興局長が委員として委嘱しているものについては、第3の1の規定による委嘱があった者とみなす。

〔平成 22 年 5 月 28 日〕
政策評価各府省連絡会議了承

本ガイドラインは、「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定）に定められている政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項を踏まえて、評価書の作成等について標準的な指針を示したものである。

本ガイドラインについては、各行政機関における取組の進展等を踏まえ、所要の見直しを行う。

1 評価書・要旨の作成等

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することは政策評価の主たる目的の一つであり、必要に応じ、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝える一方で、その詳細な情報についても国民に提供するため、評価書とその要旨の役割分担を明確にするものとする。

また、政策評価を行う過程において使用した資料については、外部からの検証を可能とするため、適切に保存するものとする。

(1) 評価書・要旨の役割分担

評価書については、法定記載事項を明確に記載し、評価結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることに留意するものとする。

要旨については、評価として備えるべき要素を盛り込みつつ、国民にとって当該評価書の主な内容が端的に分かるよう簡潔に作成するものとする。

各行政機関は、評価書及び要旨の役割の違いに留意しつつ、(2)に掲げる事項を踏まえ、所管する政策の特性に応じた評価書の様式を規定するものとする。

(2) 評価書の作成等に当たっての留意事項

ア 法定記載事項ごとに記載する標準的な内容は、主として以下のとおりである。

① 政策評価の対象とした政策

評価対象政策の目的、目標、手段、根拠法令、政策体系上の位置付け、背景等を記載する。個々の公共事業の評価については、概要図又はその所在情報も記載する。

② 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期

部局又は機関については、おおむね課レベルまで記載するとともに、時期についてはできる限り具体的に記載する。

③ 政策評価の観点

必要性、効率性、有効性等の観点について、具体的に当該政策についてどのように当てはめたのかを記載する。

④ 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果の把握の際に使用した仮定や前提条件等も含めて記載する。

⑤ 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

学識経験者の知見の活用の時期及び方法並びに意見の反映内容の概要を記載する。

⑥ 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

評価の過程で使用したデータ、文献等のバックデータの概要、若しくはその所在に関する情報について記載する。その際、外部からの検証可能性が確保されることが必要であることに留意する。

i 記載に当たっての留意事項は、以下のとおりである。

(i) データ

- ・ データの名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。また、データには、基準時点又は対象期間を付記する。
- ・ 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 3 項に定める公的統計については、使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。ただし、意識調査等については、調査方法、質問用紙及び使用した集計表の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 公的統計その他のデータを加工して効果等を予測・検証したものについては、計算方法及び計算結果とともに、使用したデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 定性的なデータ（ケーススタディ、インタビュー等における個別事例）については、データの代表性や客観性に留意して、調査方法を評価書に記載する。

(ii) 文献等

- ・ 文献等の名称、作成者及び作成時期を評価書に記載する。

ii 個々の公共事業の評価については、以下にも留意する。

- ・ 便益の算定に関して需要等の予測を行う場合、予測モデル、当該予測に用いたデータ及び予測結果の所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析については、使用した公的統計その他のデータの所在情報を評価書に記載する。
- ・ 費用便益分析マニュアル等については、公表する。

⑦ 政策評価の結果

政策効果の把握の結果を基礎として、学識経験者の意見等も踏まえ、必要性、効率性、有効性等の観点に照らして、総合的に導き出された判定、評価の結論的なコメント及び評価結果の政策への反映の方向性を記載する。

イ 政策のコスト・効果については評価書に記載するなどして明示するよう努める。

ウ 国民にとって分かりやすいものとなるよう、専門的な用語には解説や注釈を付し、また、図表やグラフを積極的に活用する。

エ 外部からの検証可能性を確保するため、政策評価の基礎となるデータなど評価

に関する情報について、データの解析容易性（ＣＳＶ形式によるデータの提供）、印刷容易性（印刷範囲を設定した表計算ソフトで利用可能なスプレッドシート形式によるデータの提供）などに配慮した形で公表するよう努める。

また、各行政機関は、学識経験者等が実施する政策評価の研究を契機とした政策評価の高度化に資する観点から、行政機関が収集した統計調査の調査票情報を学術研究等に活用する統計法に基づく委託による統計の作成等（オーダーメイド集計。同法第 34 条）及び匿名データの作成・提供（同法第 35 条及び第 36 条）を積極的に進める。さらに、公的統計の提供も併せて積極的に推進する。

オ データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が寄せられた場合は、それらを基に、外部からの検証可能性を確保するための適切かつ必要な措置を講ずるよう努める。また、各行政機関に共通する制度上の課題が生じた場合には、総務省が考え方を整理して各行政機関に提示する。

2 学識経験者等からなる政策評価に関する会議の公開等

学識経験者等からなる政策評価に関する会議を開催している場合は、議事要旨、議事録、会議資料を公表するとともに、会議は原則公開するものとし、一般傍聴を可能とすることやインターネット配信等の取組を進める。

各行政機関の国民の意見・要望を受け付けるための窓口については、その所在や受け付けることとする意見・要望の内容が国民にとって分かりやすいものとなるよう努めるとともに、意見・要望の活用の結果について公表するものとする。

3 その他

本ガイドラインが定着するまでの間、総務省はフォローアップを行う。